

第 78 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年11月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、中村区B学区の区政協力委員会（以下「委員会」という。）が提出した学区区政協力委員会運営補助金事業変更承認申請書（様式 3- 2）（以下「申請書」という。）及び添付された変更後の事業計画書の平成17年度分（以下「本件請求文書①」という。）及び平成18年度分（以下「本件請求文書②」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年12月10日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 平成20年 2月 1日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 該当文書不存在という不明朗な理由で非公開とされたが、公務執行上絶対に不可欠な公文書が存在していないという常識では考えられない理由になっている。名古屋市の非常勤職員のみで構成された委員会が提出した文書が不存在とは、何か内容を隠匿する目的での虚偽ではないかと疑う。

- (2) 学区区政協力委員会運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に明

確に違反している。学区区政協力委員会運営補助金（以下「補助金」という。）の支出側は市の公務員、受領側も公務員では不明朗な支出、受領の連鎖であり、公務員として許されない行為である。

- (3) 異議申立人のような素人でも要綱を読めば申請書の提出が規定されていることはすぐにわかるのだから、当然担当者の長である中村区区民生活部まちづくり推進室長においては言うまでもない。

処分の対象となるであろう事務処理をしたとは考えられない。なぜ文書の不存在を申立て隠匿するのか、不満である。

- (4) 平成18年 4月18日の料理旅館の支出金額 209,895円は、当初の支出予定金額 0円からの極端な変更である。この実態を明白にし、隠匿をやめ、公開に応じるべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 平成17年度について

平成18年 4月 1日に改正要綱が施行され、事業計画を変更する場合には、市長の承認を受けるために申請書を提出するものとされたが、平成17年度は要綱に提出を求める規定がない。

したがって、本件請求文書①は存在しない。

2 平成18年度について

上記 1のように要綱が改正され、第 6条及び第10条に事業計画を変更する場合の規定が導入された。委員会からは、申請書の提出がないまま、平成19年 3月31日付け事業報告書の提出があった。事業報告書の内容は、補助金申請時に添付した事業計画の内容から一部が変更されていたが、申請書を徴することなく名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）第15条及び要綱第12条による領収書、事業成果の確認等の金額の確定事務と同時に変更承認を行い、補助金対象事業に適合すると認めたものである。

したがって、本件請求文書②は存在せず、隠匿や虚偽ではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、本件請求文書①及び本件請求文書②である。

(2) 当審査会の調査によると、補助金に関し、次の事実が認められる。

補助金は、学区内における各種団体との連絡調整及び広報広聴活動その他の地域活動に要する経費の一部を補助することにより、地域活動が円滑に推進されることを目的として交付されるものである。

要綱は、平成17年 4月 1日に施行され、事業計画を変更する場合の規定が設けられた改正要綱が、平成18年 4月 1日に施行されている。

(3) 本件請求文書①について

平成17年度において、要綱では、事業計画を変更する場合の規定がないため、申請書及び変更後の事業計画書を提出する必要はない。

したがって、本件請求文書①は存在しないと認められる。

(4) 本件請求文書②について

平成18年度において、要綱では、事業計画を変更する場合は申請書及び変更後の事業計画書を提出するものとされている。しかし、委員会は、事業計画の変更にあたって、申請書及び変更後の事業計画書を提出していないため、実施機関は、これらを保有していない。

したがって、本件請求文書②は存在しないと認められる。

(5) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の要望

平成18年度において、委員会が事業計画を変更する場合には、申請書及び変更後の事業計画書を提出する必要があったにもかかわらず、実施機関は、委員会からの申請書及び変更後の事業計画書の提出を受けずに事業計画の変更を承認している。

当審査会は、補助金に係る予算の執行の適正化の観点から、実施機関に対し、補助金に係る行政文書の取得に関する事務処理を適切に行うことを要望

する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 3月11日	諮問書の受理
3月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月18日	実施機関の弁明意見書を受理
4月28日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
5月23日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
7月18日 (第92回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
9月 9日 (第94回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成21年 8月11日 (第104回審査会)	調査審議
8月27日	答申